

●香川県告示第128号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和7年5月9日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
栗林公園の入園料の 収納事務（観光券等 の利用に係る入園料 にあっては、徴収事 務を含む。）並びに 栗林公園において業 として行う写真撮影 （1日1台を単位と するものに限る。） に対する使用料、栗 林公園の舟遊場遊覧 船の使用料、栗林公 園の附属器具の使用 料、栗林公園の商工 奨励館の使用料、栗 林公園北門前駐車場 使用料及び栗林公園 東門駐車場使用料の 収納事務	略			栗林公園の入園料の 収納事務（観光券等 の利用に係る入園料 にあっては、徴収事 務を含む。）並びに 栗林公園において業 として行う写真撮影 （1日1台を単位と するものに限る。） に対する使用料、栗 林公園の舟遊場遊覧 船の使用料、栗林公 園の附属器具の使用 料、栗林公園の商工 奨励館の使用料、栗 林公園北門前駐車場 使用料及び栗林公園 東門駐車場使用料の 収納事務	略		
				香川県庁地下駐車場 使用料の収納事務	<u>フジガード</u> <u>株式会社</u>	<u>高松市田村</u> <u>町452番地</u> <u>5</u>	<u>平成27年4月1</u> <u>日</u>
高松シンボルタワー 地下駐車場、多目的 広場地下駐車場、玉 藻地区ハーバープロ ムナード第1駐車場、 港湾緑地第2駐車場、	略			高松シンボルタワー 地下駐車場、多目的 広場地下駐車場、玉 藻地区ハーバープロ ムナード第1駐車場、 港湾緑地第2駐車場、	略		

港湾緑地第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場の使用料の収納事務		港湾緑地第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場の使用料の収納事務			
香川県立ミュージアム駐車場の使用料の収納事務	略	香川県立ミュージアム駐車場の使用料の収納事務	略		
		香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券販売代金の収納事務	フジガード株式会社	高松市田村町452番地5	平成27年4月1日
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略	高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略		
略		略			